令和　４年　４月　１日
学校法人　大阪滋慶学園
大阪医療福祉専門学校
学校長　橋本　勝信

# 診療情報管理士学科　学科細則

（目的）
第１条
この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

（卒業判定に関する方針）
第２条
１．卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率９０％以上でなければならない（学則第１０条２項より）。
２．学則第１０条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
３．本試験の評価が不合格（５９点以下）の場合は再試験を行う。再試験の評価が不合格の場合は、当該科目の単位を取得することができない。
４．最終的な卒業判定は学則および上記１、２、３項に基づき学校長、常務理事を含む卒業に関する判定委員会を設けて判定する。

（現場実習に関する方針）
第３条
１．現場実習に参加できる者は、実習に必要な科目単位全てを修得した者で、実習前判定試験に合格した者とする。なお、実習前判定試験は、「実習事前指導」の評価に準ずる。
２．当該期の実習開始迄の全出席率が９０％を越えている事を参加条件とする。

（専攻科進学に関する方針）
第４条
１．医療情報技師コースに在籍する者で卒業時に専攻科進学を希望する者は、３年次に必要な手続きを行い、診療情報管理士学科の卒業認定により専攻科への入学が許可される。

（視能訓練士学科１年制への内部進学に関する方針）

第５条

１．視能訓練士学科内部進学コースに在籍する者で卒業時に視能訓練士学科１年制への内部進学を希望する者は、下記の要件を満たす事とする。

①別途規定する内規に基づき１年から３年次での視能訓練士学科１年制の内部進学コースの規定に基づく必要な講座を受講し評価を受ける。

②１，２年次には産能短期大学併修にて短期大学士を取得、３年次に大手前大学にて不足単位を修得する。

③診療情報管理士学科の卒業認定を受け、視能訓練士学科１年制への内部進学試験に合格する。

上記の要件を満たす事により視能訓練士学科１年制への内部進学が許可される。

２．内部進学判定は学則第１０条、診療情報管理士学科、学科細則第７条にもとづき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において最終判定する。

附則

この細則は令和４年４月１日から施行する。